

令和2年10月1日

不動産貸付の利用・予約等について（令和2年10月1日以降）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年9月1日以降は「9月1日以降における催物の開催制限等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 令和2年8月24日事務連絡）」にしたがって使用する場合に限り利用・予約等を受付しておりましたが、当面の間は従来の開催制限等を維持することとします。

詳細は下記のとおりとしますので、ご確認をお願いいたします。

記

・国が決定した「9月1日以降における催物の開催制限等について および 別紙」をよく理解されたうえで、利用・予約等を行うこと。

・上記の基準を満たしている場合に限り、施設の利用・予約等を行うことができる。

・申請書の提出と同時に、施設の使用に際して、講じる感染防止策について書面で提出すること。（様式は任意）

適切な感染防止策の例：発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等

（「8月1日以降における催物の開催制限等について」より）

【参考】

・「9月1日以降における催物の開催制限等について
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 令和2年8月24日事務連絡）」

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf

・「8月1日以降における催物の開催制限等について
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 令和2年7月23日事務連絡）」

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf

≪内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策ホームページより≫